



JASDAQ

平成18年5月22日

各 位

会 社 名 サンメッセ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 良 幸
(J A S D A Q ・ コード 7 8 8 3)
問 い 合 せ 先 代 表 取 締 役 田 中 勝 英
専務取締役管理本部長
(TEL : 0584-81-9111)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月27日開催予定の第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、これを導入するため、現行定款第4条（公告の方法）の変更を行うものであります。
- (3) 経営の意志決定の迅速化および業務執行の効率性の確保を目的として、取締役の員数を20名以内から12名以内に削減するため、現行定款第17条（取締役の員数）を変更するとともに、取締役の任期を2年から1年に短縮し、取締役の責任の明確化を図り、機動的な取締役会の体制を構築するため、現行定款第19条（取締役の任期）の変更を行うものであります。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）並びに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。
 - ① 単元未満株式の権利を明確に定めることが認められたことに伴い、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ② 株主総会の招集に際し、株主様の利便性を高め、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ③ 取締役会を機動的・効率的に運営するため、その決議について書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、現行定款第22条に第2項を新設するものであります。

④ 取締役および監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、責任免除の規定を新設するとともに、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、変更案第30条（取締役の責任免除）および第42条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、変更案第30条（取締役の責任免除）につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

⑤ 第6章として、新たに会計監査人に関する規定を設けるとともにその職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、会計監査人との間で責任限定契約を締結することが可能とする変更案第45条（会計監査人の責任限定契約）を新設するものであります。

⑥ 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第47条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

(5) 上記のほか、会社法の施行に伴って定款に定めたものとしてみなされた事項につきまして、必要な規定の加除・修正を行うとともに全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月27日
定款変更の効力発生日	平成18年6月27日

以 上

変 更 案	現 行 定 款
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、サンメッセ株式会社と称し、英文では Sun Messe Co.,Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>2. (省 略)</p> <p>8.</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>9. 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を岐阜県大垣市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>8.</p> <p>9. <u>医療機器の製造及び製造販売</u></p> <p>10. 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(機 関)</u></p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 取締役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 監査役</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 <u>当社の発行する株式の総数は、6,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第 6 条 <u>当社は、商法 第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

変 更 案	現行定款
<p><u>決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(1 単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は、 100株とする。 (単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、諸届、株券の再発行、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い並びに手数料</u>については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 2 <u>名義書換代理人及びその事務取</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 (単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券</u>を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u> (実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取</u></p>

変 更 案	現行定款
<p>扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、諸届、株券の再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2 本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p><u>第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</u></p> <p><u>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める。</u></p> <p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p><u>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

変 更 案	現行定款
<p>(株主総会の議長)</p> <p>第13条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p>	<p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(株主総会の決議)</p> <p>第14条 <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第16条 <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(株主総会の議決権の代理行使)</p> <p>第15条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</u></p>	<p>(株主総会の議決権の代理行使)</p> <p>第17条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</u></p>
<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事については、議事録を作成する。</u></p> <p>2 <u>議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席取締役が記名押印する。</u></p>	<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第18条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第19条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

変更案	現行定款
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において<u>これ</u>を選任する。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮する。</p> <p>3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経な</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮する<u>ことができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

変 更 案	現行定款
<p>いで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第21条 <u>取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 <u>取締役会の議事については、議事録を作成する。</u></p> <p>2 <u>議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席取締役並びに出席監査役が記名押印する。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議により取締役の中から、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役社長は、当社を代表する。</u></p> <p>3 <u>取締役社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 <u>取締役会に関する事項は、別に取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第27条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>取締役社長のほか、取締役会は、その決議によって、当社を代表する取締役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>

変 更 案	現行定款
<p>(取締役の報酬並びに退職慰労金)</p> <p>第26条 取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第27条 取締役会の決議により顧問又は相談役若干名を置くことができる。顧問及び相談役は、当社の重要業務につき取締役会の諮問に応ずるものとする。</p> <p>2 顧問及び相談役の報酬は、取締役会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第31条 取締役会は、その決議によって、顧問又は相談役各若干名を置くことができる。顧問及び相談役は、当社の重要業務につき取締役会の諮問に応ずるものとする。</p> <p>2 顧問及び相談役の報酬等は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以</p>

変更案	現行定款
<p><u>の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p> <p>2 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮する。</u></p> <p>3 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれをを行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 <u>監査役会の議事については、議事録を作成する。</u></p> <p>2 <u>議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席監査役が記名押印する。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、別に監査役会で定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬並びに退職慰労金)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p><u>内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(監査役会の招集権者)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第39条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の</u></p>

変 更 案	現行定款
(新 設)	<p>決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の選任方法)</u></p> <p><u>第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p>
(新 設)	<p><u>第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任限定契約)</u></p>
(新 設)	<p><u>第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第6章 計 算</u></p> <p><u>(営業年度及び決算期)</u></p> <p><u>第37条 当社の営業年度は、毎年4月</u></p>	<p><u>第7章 計 算</u></p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p><u>第46条 当社の事業年度は、毎年4月</u></p>

変 更 案	現行定款
<p>1日から翌年3月31日までの<u>1</u>か 年とし、毎年3月31日を決算期と する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終 の株主名簿に記載又は記録された 株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 <u>当社は、取締役会の決議によ り、毎年9月30日の最終の株主名 簿に記載又は記録された株主又は 登録質権者に対し、商法 293条ノ5 の規定により金銭の分配（以下中 間配当金という。）をすることが できる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金及び中間配当金につ いては、当社がその支払を開始 した日より満3年を経過しても、 なお受領されないときは、当社は 、支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の利益配当金及び中間配当 金に対しては利息をつけない。</u></p>	<p>1日から翌年3月31日までの<u>1</u>年 とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第47条 <u>当社は、剰余金の配当等会社 法第459条第1項各号に定める事項 については、法令に別段の定めが ある場合を除き、株主総会の決議 によっては定めず、取締役会の決 議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 <u>当社の期末配当の基準日は、 毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、 毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて 剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第49条 <u>配当財産が金銭である場合は、 当社がその支払を開始した日よ り満3年を経過してもなお受領さ れないときは、当社は<u>その</u>支払 義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>前項の金銭に対しては利息をつ けない。</u></p>